

5. 第1項に定める寄附は、LIPが実施しているチャンスメーカープログラムによりその参加者より寄附を受けた金員が利用可能な限度においてのみ行われる。ここで、チャンスメーカープログラムとは、児童養護施設の小規模型施設への建替支援のためにLIPが会員より集める月々継続型の寄付プログラムのことをいう。
6. ○○○は、本覚書の締結までに、以下のものをLIPに提出するものとする。
 - ・印鑑証明書
 - ・履歴事項全部証明書
 - ・不動産登記簿謄本
 - ・福祉医療機構への借入申し込みにあたって提出した資料一式
 - ・金銭消費貸借契約証書
 - ・償還約定表
 - ・平成25年度 独立行政法人 福祉医療機構借入金 利子補給費交付予定者決定通知書
 - ・平成24年度 事業決算報告書
 - ・平成24年度 事業報告書

第3条（○○○の遵守事項）

1. ○○○は、○○○に関する以下の資料を以下の頻度で作成・準備し、以下の提出期限までに、LIPに対し提出する。

資料	頻度	提出期限
①東京都民間児童養護施設等措置費の交付申請書及びその添付資料の内、LIPが指定するもの	半期毎	4、10月末
②当初予算、補正予算及び最終補正予算書（半期別）	半期毎	作成後速やかに
③措置費申請の根拠となる支出明細書（半期別）	半期毎	4、10月末
④貸付金残高証明書	半期毎	4、10月末
⑤監事及び外部専門家（監査法人、税理士 法人、公認会計士又は税理士等）による監査済みの事業決算報告書（財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳書、事業活動収支計算書、資金収支計算書及び資金収支計算内訳書）	毎年1回	作成後速やかに （遅くとも毎年6月第一週に）
⑥事業報告書	毎年1回	作成後速やかに （遅くとも毎年6月第一週中に）

⑦東京都における福祉サービス第三者評価の結果	毎年1回	受領後速やかに
⑧税務申告書	毎年1回（ただし、LIPからの請求があった場合に限る）	提出後速やかに
⑨履歴事項全部証明書	登記事項に変更が生じた都度（ただし、提出しないことにつきLIPが同意した場合を除く）	登記完了後速やかに
⑩定款	変更が生じた都度（ただし、提出しないことにつきLIPが同意した場合を除く）	変更後速やかに

2. ○○○は、以下の事由のいずれかが発生した場合は、速やかに LIP に対して書面または面談にて報告する。

(1) ある半期における支出合計額が、事前に提出された予算の支出予定額の 120%以上となった場合。

この場合、支出額が予算の額を上回った原因についてあわせて報告する。

(2) △施設の職員が半年の間に多数（全体の3割以上）退職した場合

(3) △施設の施設長の変更があった場合

(4) ○○○の理事の変更があった場合

(5) △施設における事件、事故、災害その他児童の安全が害されるおそれのある事態が発生した場合

(6) ○○○が取引先金融機関から融資の拒絶を受けた場合

(7) ○○○において、労務問題が発生した場合

(8) ○○○又は△施設において、重要な訴訟が発生した場合

(9) 行政機関・司法機関による○○○又はその職員に対する処分、勧告、指導又は通知があった場合

(10) 次条第1項に定める事由が発生した場合又は発生するおそれがある場合

(11) 前各号のほか、LIP が○○○及び△施設のモニタリングのために必要に応じて報告を求めた場合

3. [／△施設] は、半期に一度、LIP が事前に送付する質問に関して回答をするための会議（QA セッション）を LIP と共同で実施する。
4. [○○○／△施設] は、貸借対照表・事業活動収支計算書の各勘定科目のうち、予算比又は実績比で 100 万円以上かつ 25%以上の増減があるもので、LIP が特に重要と考えられるものにつき、増減理由を回答する。

第 4 条（解除事由）

1. LIP は、○○○又は△施設について以下の事由のいずれかが発生したと LIP が合理的に判断した場合は、○○○に対し書面により通知することにより、本覚書を解除することができる。
 - (1) ○○○又はその役職員の故意または過失により、△施設における児童に対する重大な権利侵害があった場合
 - (2) ○○○の役職員による横領その他職務に関する違法行為があった場合
 - (3) ○○○による法令違反があった場合
 - (4) ○○○が解散した場合、又は、○○○について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する法的整理手続の開始の申立てがあった場合
 - (5) ○○○が本覚書の義務に重要な点で違反した場合（前条に定める義務に関して、書類の提出若しくは報告を行わず、提出した書類若しくは報告に記載すべき重要な事項を記載せず、又は重要な点で虚偽の記載があった場合を含む）
 - (6) 本覚書の締結に際してが提出した書類又は情報につき虚偽があった場合
2. 前項に基づく解除後も、第 5 条から第 9 条までの規定は、その効力を有する。

第 5 条（地位及び権利・義務の譲渡）

LIP 及び○○○は、他の当事者の事前の書面による同意なくして、本覚書に基づく地位及びこれに基づく権利義務の一切を第三者に譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができない。

第 6 条（変更・修正）

本覚書は、LIP 及び○○○による書面による合意によってのみ、変更又は修正することができる。

第 7 条（反社会的勢力の排除）

○○○又は以下に該当すると LIP が合理的に判断した場合は、○○○に対し書面により通知することにより、本覚書を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、関係者、その他反社会的勢力

(以下、暴力団等)、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者である場合、又は、反社会的勢力であった場合

- (2) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合
- (3) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (4) 自らまたは第三者を利用して他方当事者の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合
- (5) 自ら又は第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合

第8条（管轄裁判所）

本覚書について紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（誠実協議）

本覚書に定めのない事項については、本覚書の趣旨に従い、誠実に協議のうえ、これを解決する。

以上を証するため、LIP 及び〇〇〇は、本覚書正本を 2 通作成し、記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2014 年__月__日

LIP 東京都中央区月島 4-14-11-902
特定非営利活動法人 Living in Peace
理事長 慎 泰俊

〇〇〇 住所
法人正式名称
代表者 氏名